

品質確保に関する最近の取組

品確法と建設業法・入契法（新担い手3法）

R 1 改正時の概要

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

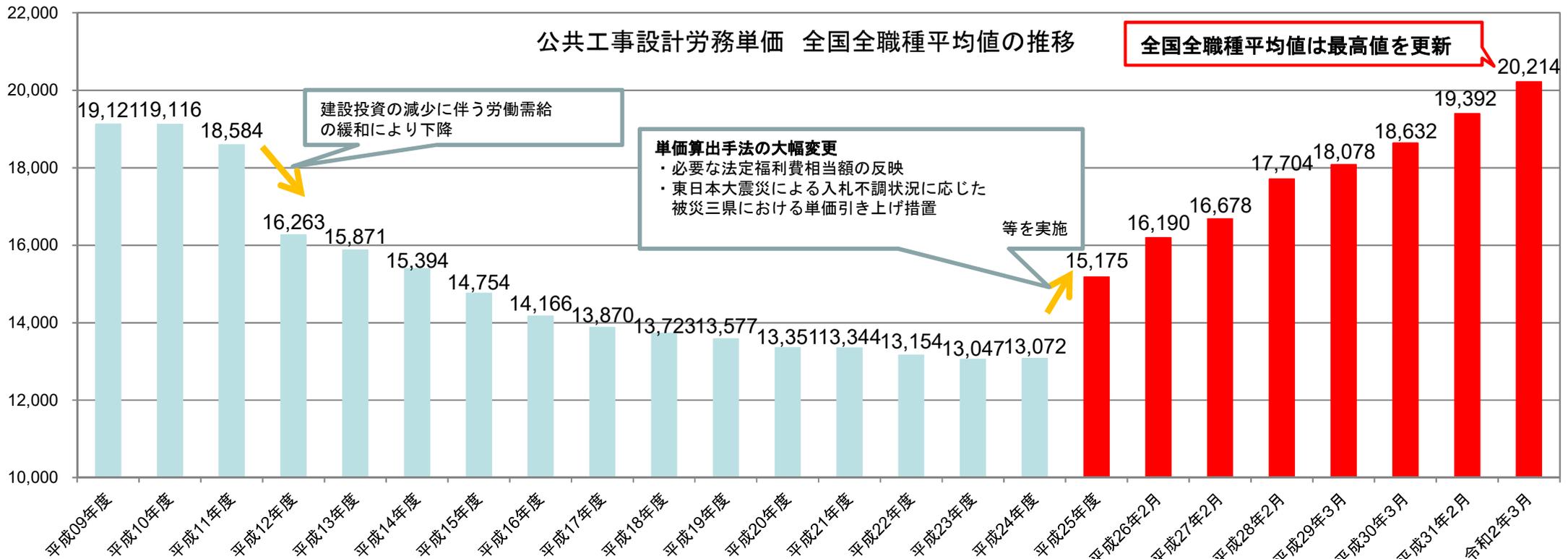
- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用【新】
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入【新】
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携【新】

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は**最高値を更新し、20,000円の大台を突破**。



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとに算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

○伸び率については、**8年連続の引き上げとなったが、全国平均の伸び率は過去8年間では最小の数値**。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	H24比
全国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	+51.7%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	+68.8%

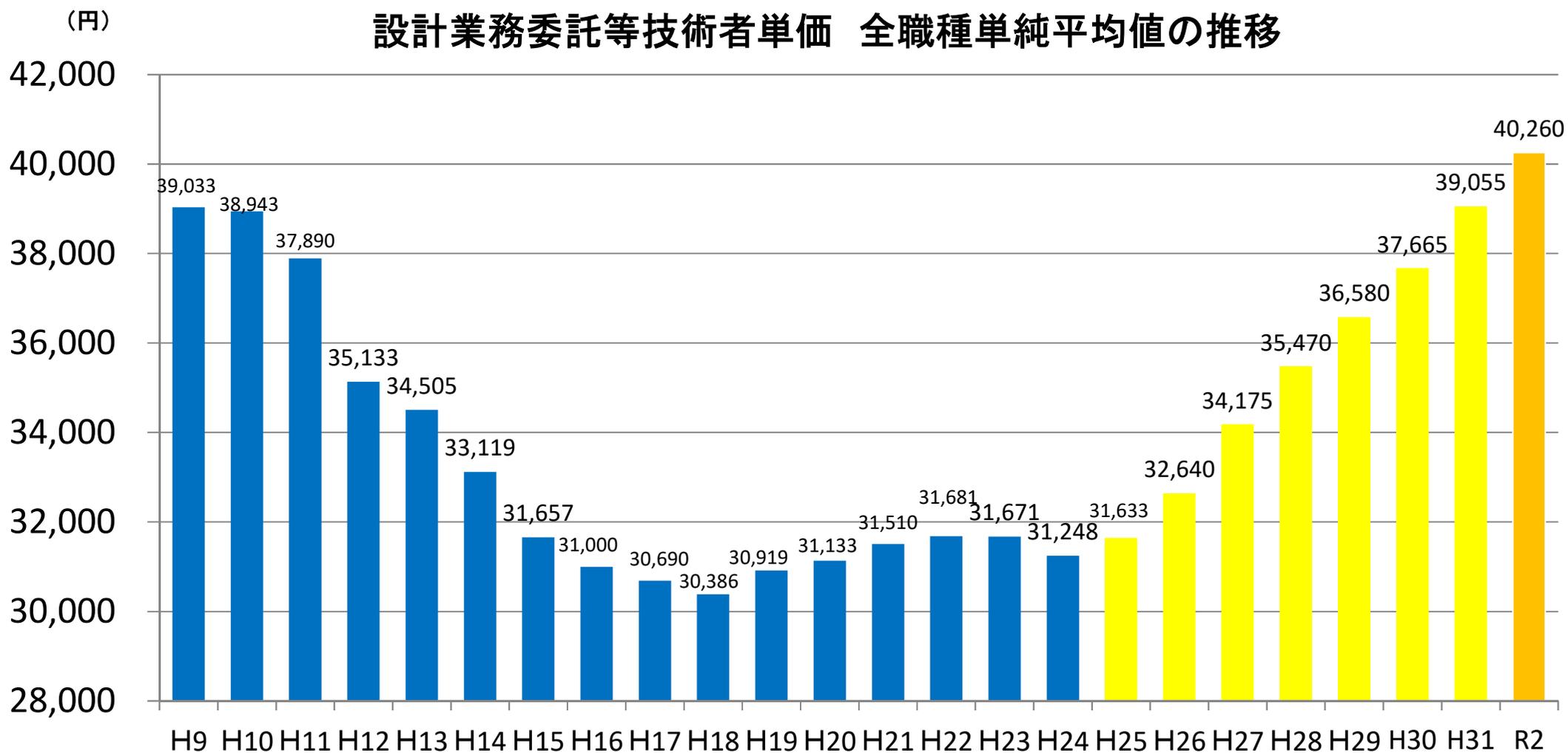
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

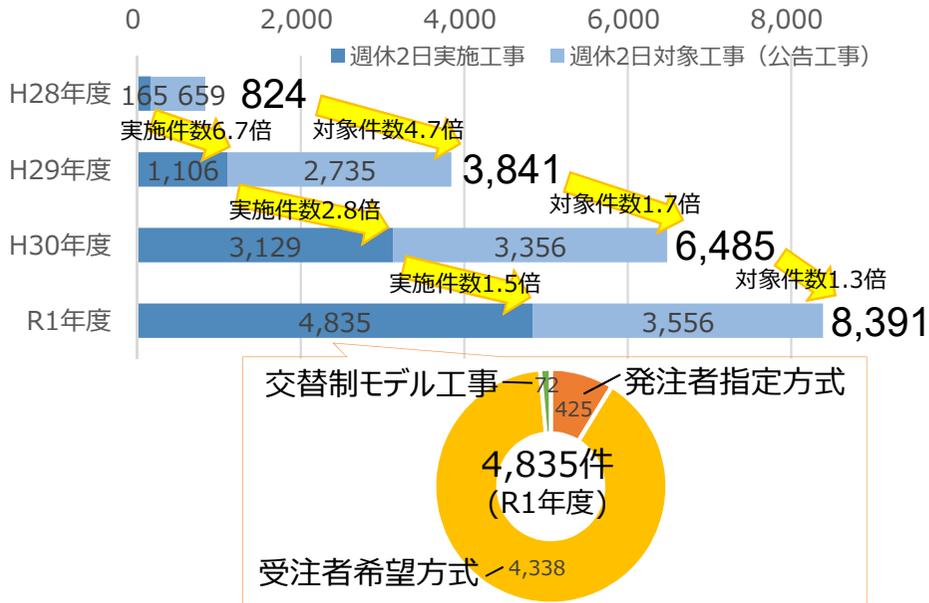
➡
全職種平均
40,260円
 平成31年3月比；**+3.1%**
 （平成24年度比+28.8%）



週休2日対象工事

- 直轄工事において、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施している。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進する。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,485(3,129)	8,391(4,835)
実施率	20.0%	28.7%	48.2%	57.6%

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体

週休2日の推進に向けた取組

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- R2年度より、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し、必要経費を計上する試行を継続。
- 受注者希望方式の積算方式も、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率	1.03(1.01)	1.04(1.03)	1.06(1.04)

週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。

休日率	4週6休以上 7休未滿	4週7休以上 8休未滿	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

■ 工事成績評定による加点

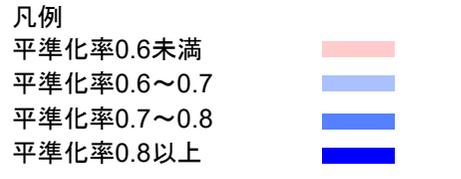
4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

▶ 令和2年度は、**原則全ての工事**を「週休2日対象工事」として公告。

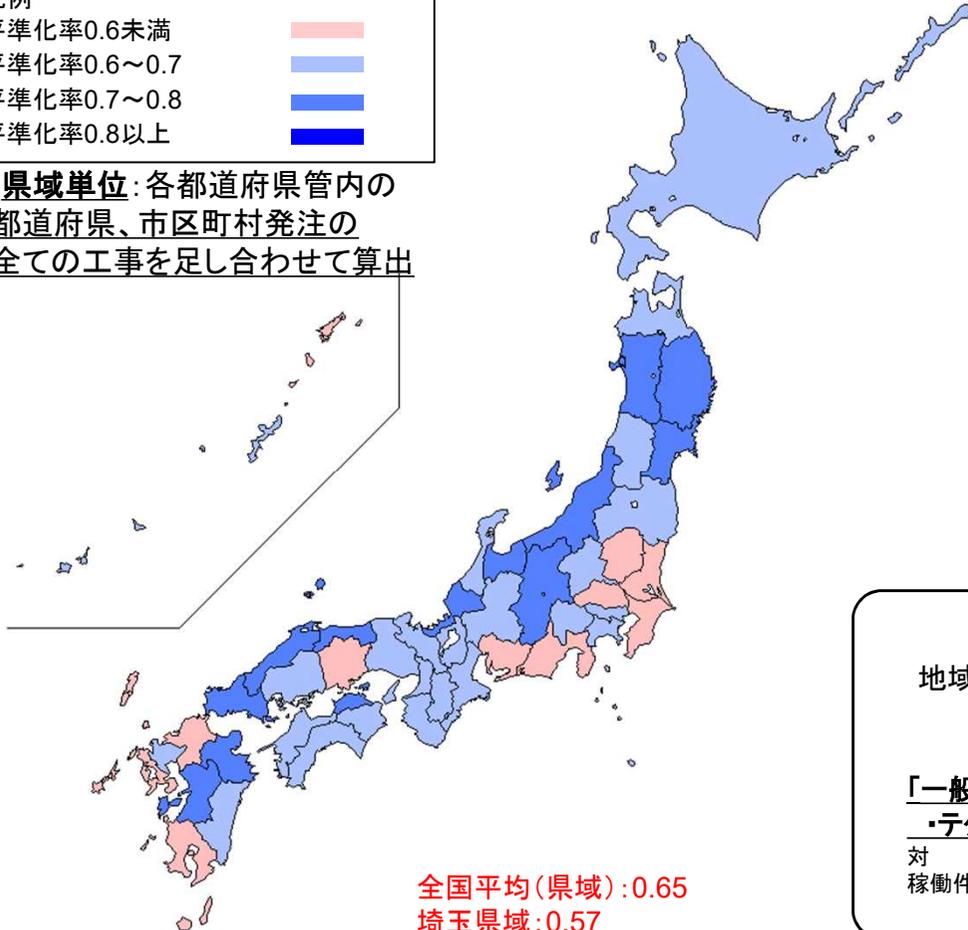
施工時期の平準化の拡大

- R1年6月の品確法改正、R2年1月の品確法運用指針改正を受け、発注機関別に施工時期の平準化の進捗・取組状況について、他の発注者の状況も把握できるように公表し「見える化」。
- 地域発注者協議会の取組として、地域平準化率(地域ブロック単位、県域単位)を新・全国統一指標とし、達成目標や毎年度の進捗状況等の公表を予定。
- 先進事例の共有に加え、取組が遅れている市町村にフォローアップを行うなど、全ての発注者に取組を促して全体の底上げを図る。

■地域平準化率(工事) 平成30年度実績



※**県域単位**:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出



全国平均(県域):0.65
埼玉県域:0.57

地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.67	石川県	0.66	岡山県	0.58
青森県	0.64	福井県	0.79	広島県	0.62
岩手県	0.76	山梨県	0.65	山口県	0.72
宮城県	0.79	長野県	0.71	徳島県	0.63
秋田県	0.75	岐阜県	0.61	香川県	0.74
山形県	0.62	静岡県	0.55	愛媛県	0.69
福島県	0.63	愛知県	0.57	高知県	0.60
茨城県	0.57	三重県	0.64	福岡県	0.59
栃木県	0.57	滋賀県	0.63	佐賀県	0.68
群馬県	0.64	京都府	0.68	長崎県	0.56
埼玉県	0.57	大阪府	0.62	熊本県	0.79
千葉県	0.55	兵庫県	0.66	大分県	0.78
東京都	0.68	奈良県	0.68	宮崎県	0.62
神奈川県	0.62	和歌山県	0.65	鹿児島県	0.56
新潟県	0.79	鳥取県	0.74	沖縄県	0.68
富山県	0.71	島根県	0.70		

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

※**県域単位**:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

全国統一指標の新たな設定方針

- 令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

4/30 施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」(本省発表)

5/20 新・全国統一指標の決定(本省発表)

※公表イメージとして、H30実績の地域平準化率(工事)を添付

5月以降 発注者協議会において以下を検討

○新・全国統一指標:基準値(R1実績値)、目標値等

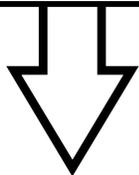
○地域独自指標:項目、基準値(R1実績値)、目標値等

R2. 10~11月頃 発注者協議会において上記を決定・公表(予定)

※地域ごとに順次発表

R2. 12月頃 全国の統一指標・地域独自指標の基準値・目標値を
まとめて公表【本省発表】

R3以降(毎年度) 指標の実績値をフォローアップ



[公表イメージ] 地域平準化率(工事、県域単位)

地域発注者協議会において
目標値を検討中

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

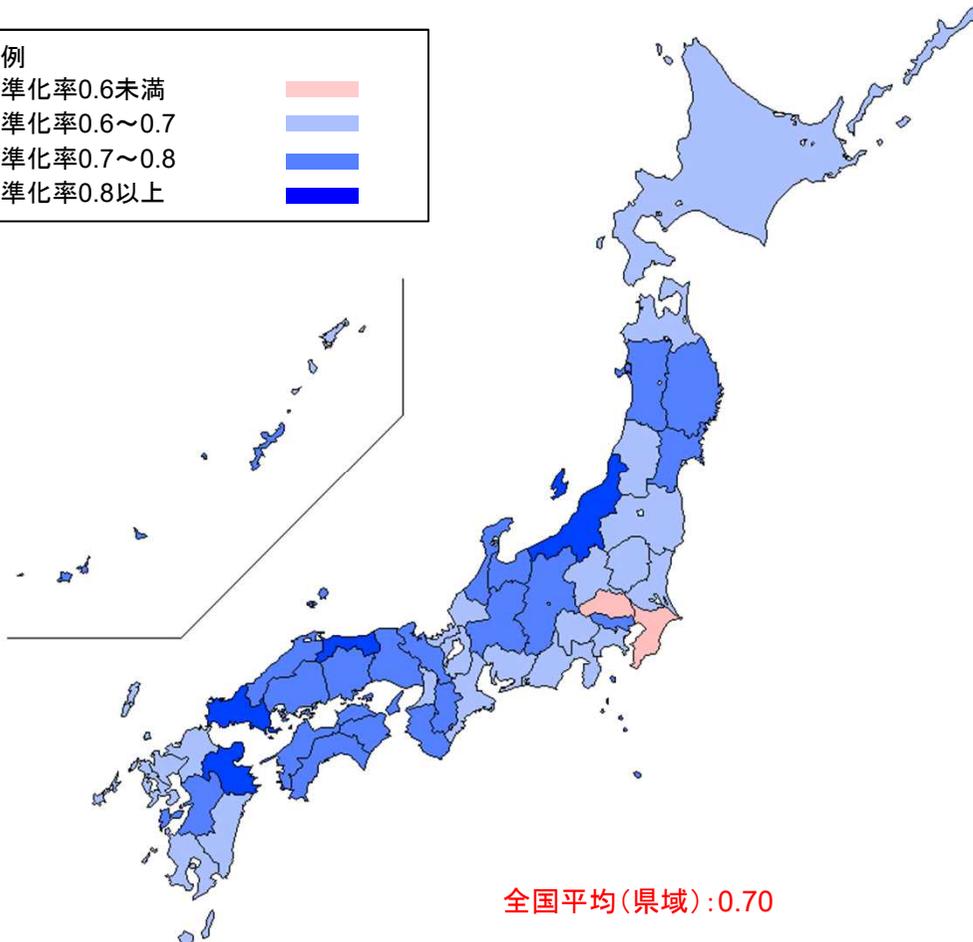
※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ
・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

凡例

- 平準化率0.6未満
- 平準化率0.6~0.7
- 平準化率0.7~0.8
- 平準化率0.8以上



地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.68	石川県	0.75	岡山県	0.72
青森県	0.65	福井県	0.68	広島県	0.74
岩手県	0.75	山梨県	0.68	山口県	0.81
宮城県	0.77	長野県	0.74	徳島県	0.74
秋田県	0.75	岐阜県	0.77	香川県	0.77
山形県	0.68	静岡県	0.60	愛媛県	0.78
福島県	0.65	愛知県	0.66	高知県	0.70
茨城県	0.65	三重県	0.61	福岡県	0.69
栃木県	0.60	滋賀県	0.65	佐賀県	0.67
群馬県	0.63	京都府	0.73	長崎県	0.65
埼玉県	0.59	大阪府	0.67	熊本県	0.78
千葉県	0.59	兵庫県	0.78	大分県	0.80
東京都	0.72	奈良県	0.73	宮崎県	0.67
神奈川県	0.64	和歌山県	0.73	鹿児島県	0.61
新潟県	0.80	鳥取県	0.81	沖縄県	0.70
富山県	0.73	島根県	0.74		

※平準化率のデータ抽出時点:令和2年4月16日

[公表イメージ] 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定) (県域[政令市]単位)

地域発注者協議会において
目標値を検討中

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事}^{\ast}\text{件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を
足し合わせて算出

週休2日対象工事件数:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の
確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対 象 :対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間 :当該年度(4月1日～3月31日)とする。

凡例

週休2日対象工事率0.5以上



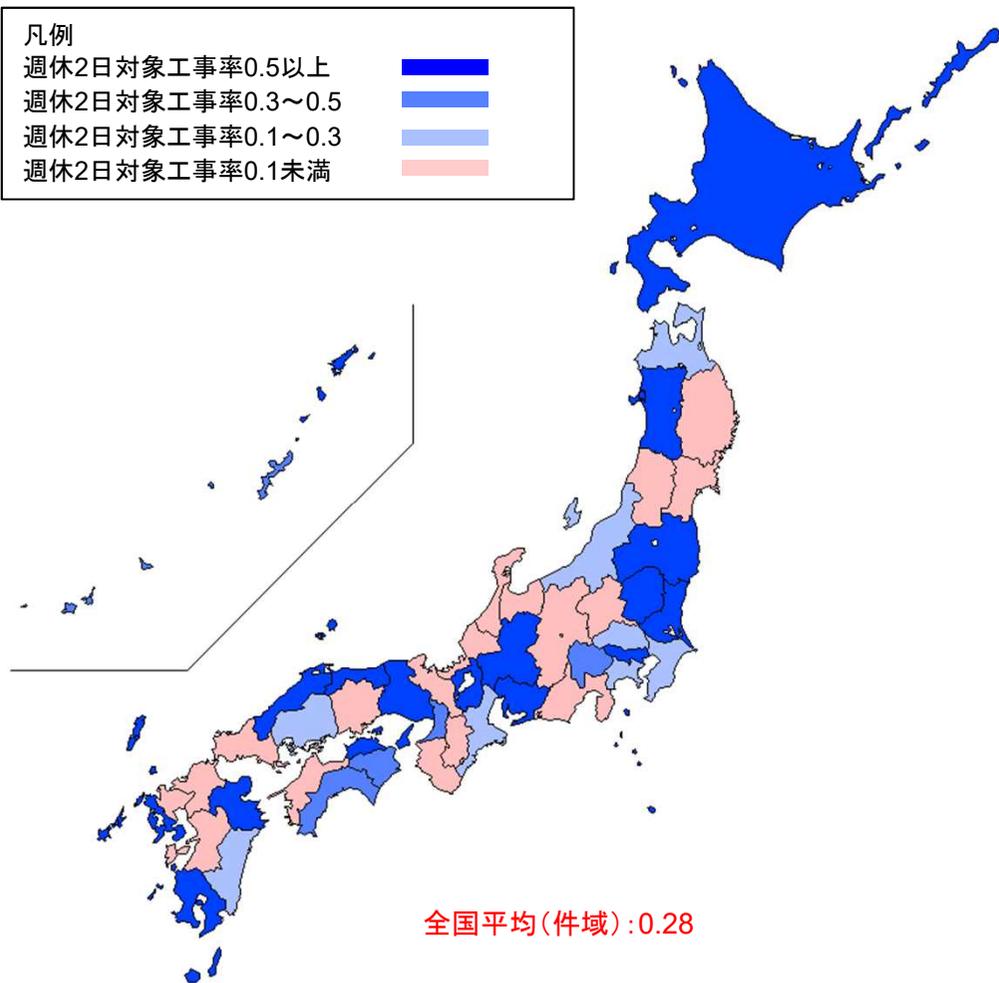
週休2日対象工事率0.3～0.5



週休2日対象工事率0.1～0.3



週休2日対象工事率0.1未満



全国平均(件域):0.28

地域	週休2日対象工事率	地域	週休2日対象工事率	地域	週休2日対象工事率
北海道	0.58	石川県	0.09	岡山県	0.01
青森県	0.21	福井県	0.03	広島県	0.27
岩手県	0.02	山梨県	0.37	山口県	0.03
宮城県	0.02	長野県	0.01	徳島県	0.47
秋田県	0.69	岐阜県	0.67	香川県	0.83
山形県	0.09	静岡県	0.03	愛媛県	0.01
福島県	0.61	愛知県	0.65	高知県	0.40
茨城県	0.52	三重県	0.22	福岡県	0.05
栃木県	0.66	滋賀県	0.83	佐賀県	0.06
群馬県	0.02	京都府	0.09	長崎県	0.38
埼玉県	0.14	大阪府	0.36	熊本県	0.06
千葉県	0.21	兵庫県	0.71	大分県	0.69
東京都	0.61	奈良県	0.05	宮崎県	0.17
神奈川県	0.13	和歌山県	0.05	鹿児島県	0.52
新潟県	0.29	鳥取県	0.94	沖縄県	0.34
富山県	0.05	島根県	0.74		

※データ抽出時点:令和2年9月

[公表イメージ] 第4四半期納期率の状況 (業務、県域[政令市]単位)

地域発注者協議会において
目標値を検討中

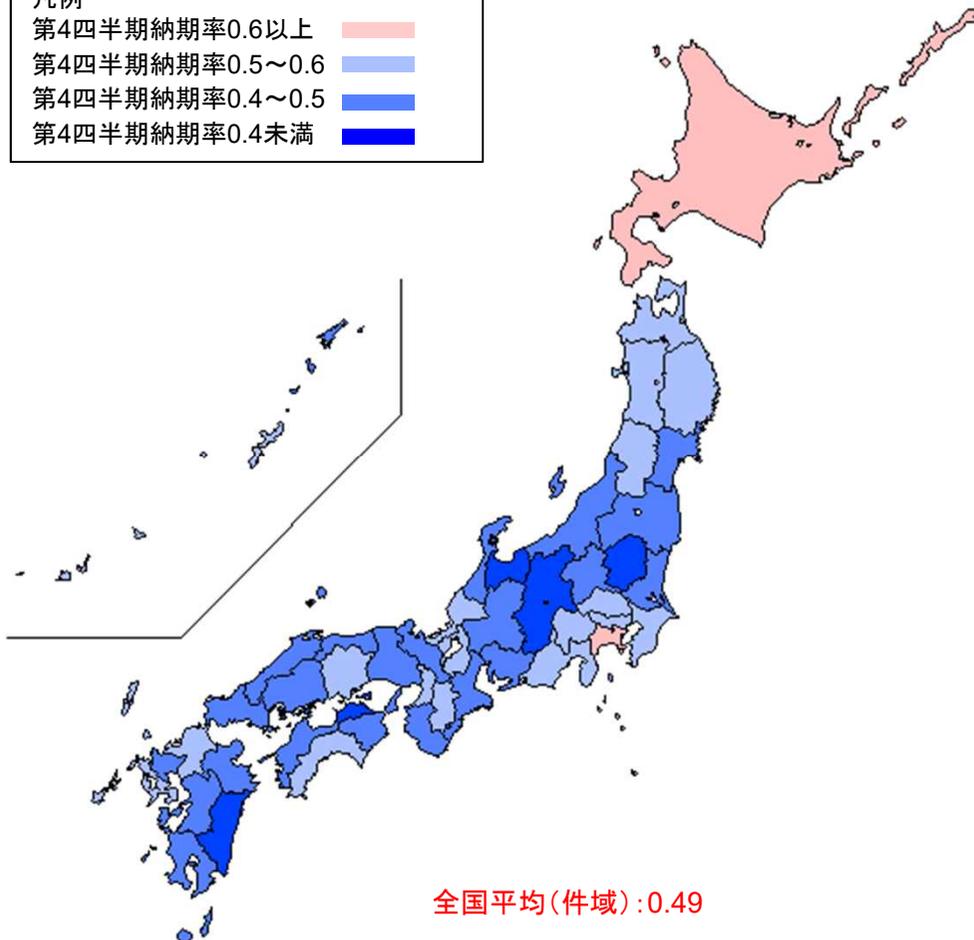
$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を
足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

凡例

第4四半期納期率0.6以上	■
第4四半期納期率0.5~0.6	■
第4四半期納期率0.4~0.5	■
第4四半期納期率0.4未満	■



地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率
北海道	0.67	石川県	0.46	岡山県	0.51
青森県	0.53	福井県	0.51	広島県	0.46
岩手県	0.51	山梨県	0.51	山口県	0.49
宮城県	0.47	長野県	0.35	徳島県	0.47
秋田県	0.53	岐阜県	0.41	香川県	0.35
山形県	0.53	静岡県	0.51	愛媛県	0.46
福島県	0.46	愛知県	0.43	高知県	0.53
茨城県	0.44	三重県	0.46	福岡県	0.53
栃木県	0.39	滋賀県	0.51	佐賀県	0.44
群馬県	0.40	京都府	0.49	長崎県	0.52
埼玉県	0.51	大阪府	0.56	熊本県	0.49
千葉県	0.51	兵庫県	0.49	大分県	0.40
東京都	0.59	奈良県	0.53	宮崎県	0.35
神奈川県	0.62	和歌山県	0.45	鹿児島県	0.41
新潟県	0.46	鳥取県	0.40	沖縄県	0.52
富山県	0.36	島根県	0.41		

※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点:令和2年5月1日
※営繕業務 データ抽出時点:令和2年6月23日

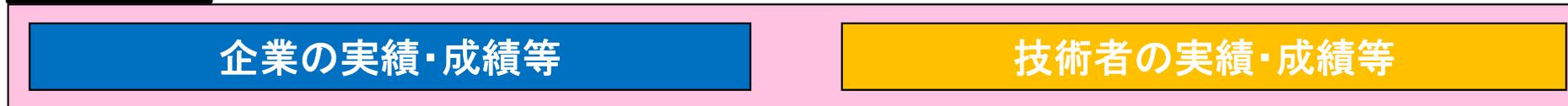
直轄工事におけるWLB関連認定制度を活用した評価

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施。**

○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常



WLB推進企業を加点評価

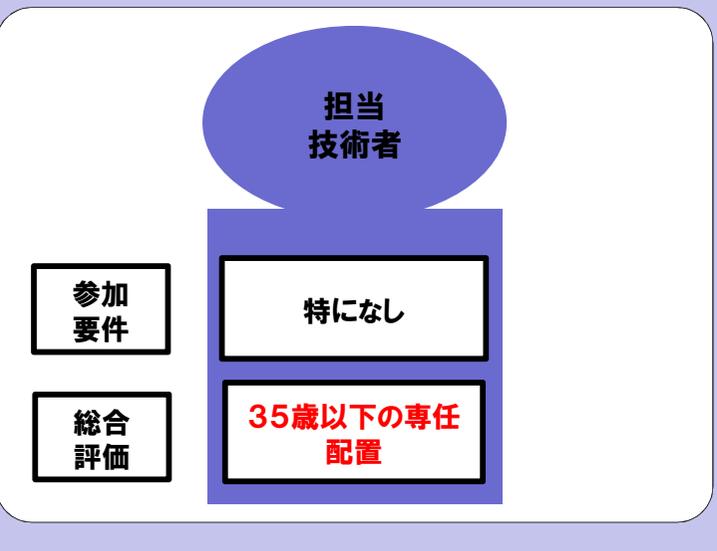
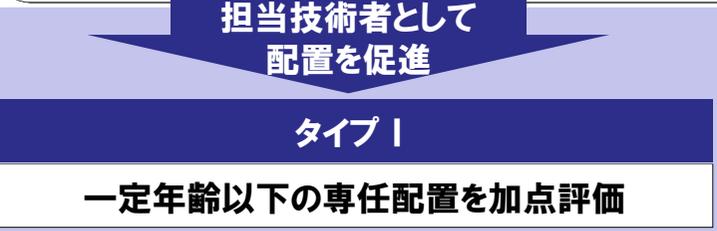
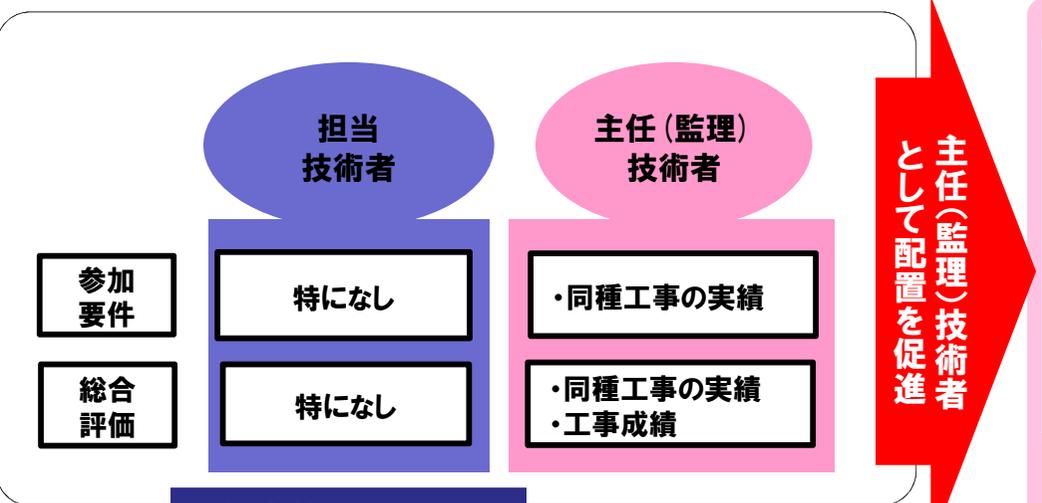
段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

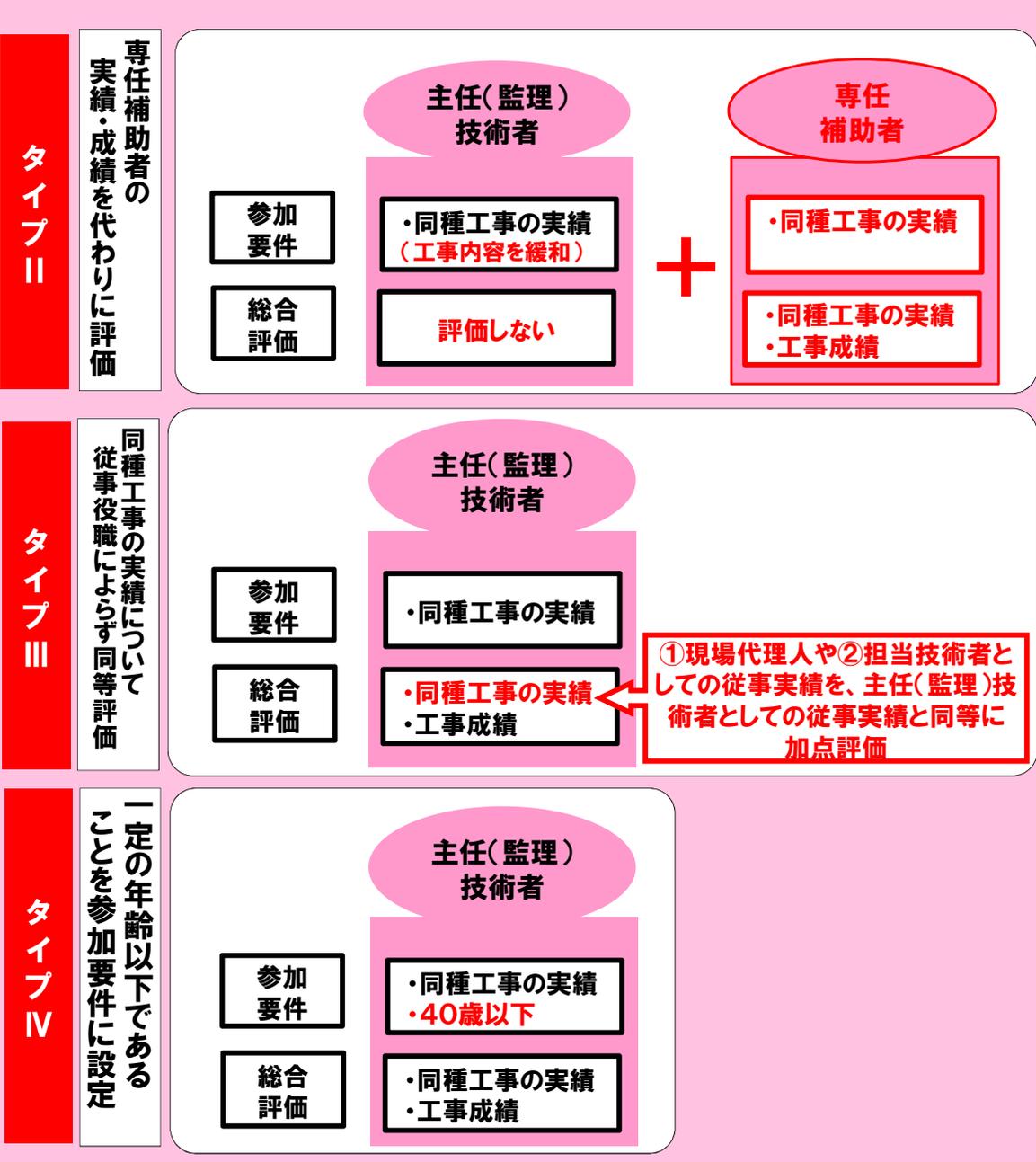
※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

若手技術者の配置を促す入札契約方式



主任(監理)技術者として配置を促進



背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」。）において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

<根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。



対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
(現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

- 令和2年度より直轄の取組を公表：10月から河川・道路・公園事業の見通しを公表
- 今後、地域発注者協議会等を通じて、取組を順次拡大予定

中長期的な発注の見通し公表について

これまで、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

No	発注機関/担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日
1	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
2	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
3	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08

今回、中長期的な見通しを追加して公表

事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を
中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道 (○○~○○) (○○環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道	2020/04/01



発注機関	国土交通省○○地方整備局
担当部・事務所	○○国道事務所
事業名称	国道○○号 ○○道路
全体事業規模	L=23.0km
全体事業費	○○○億円
当年度の事業費	○○億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率: 00% 用地進捗率: 00%
当年度事業概要	道路改良工 ○km 橋梁上下部工 ○橋 トンネル工 ○箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	<事業展開> 国道○○号 ○○道路 令和3年度: ○億円 令和4年度: ○億円 令和5年度: ○億円 令和6年度: ○億円

対象事業 : 国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

【参考】中長期的な発注の見通し公表 掲載例

●●●●●●●● 工事の検索
 ●●●●●●●● 業務の検索
 ●●●●●●●● 発注機関の検索

中長期発注見通し

発注の見通し

入札公告等

入札の経過

発注の見通し

入札公告等

入札の経過

発注機関情報

中長期発注見通し 概要

荒川の直轄河川改修事業の例

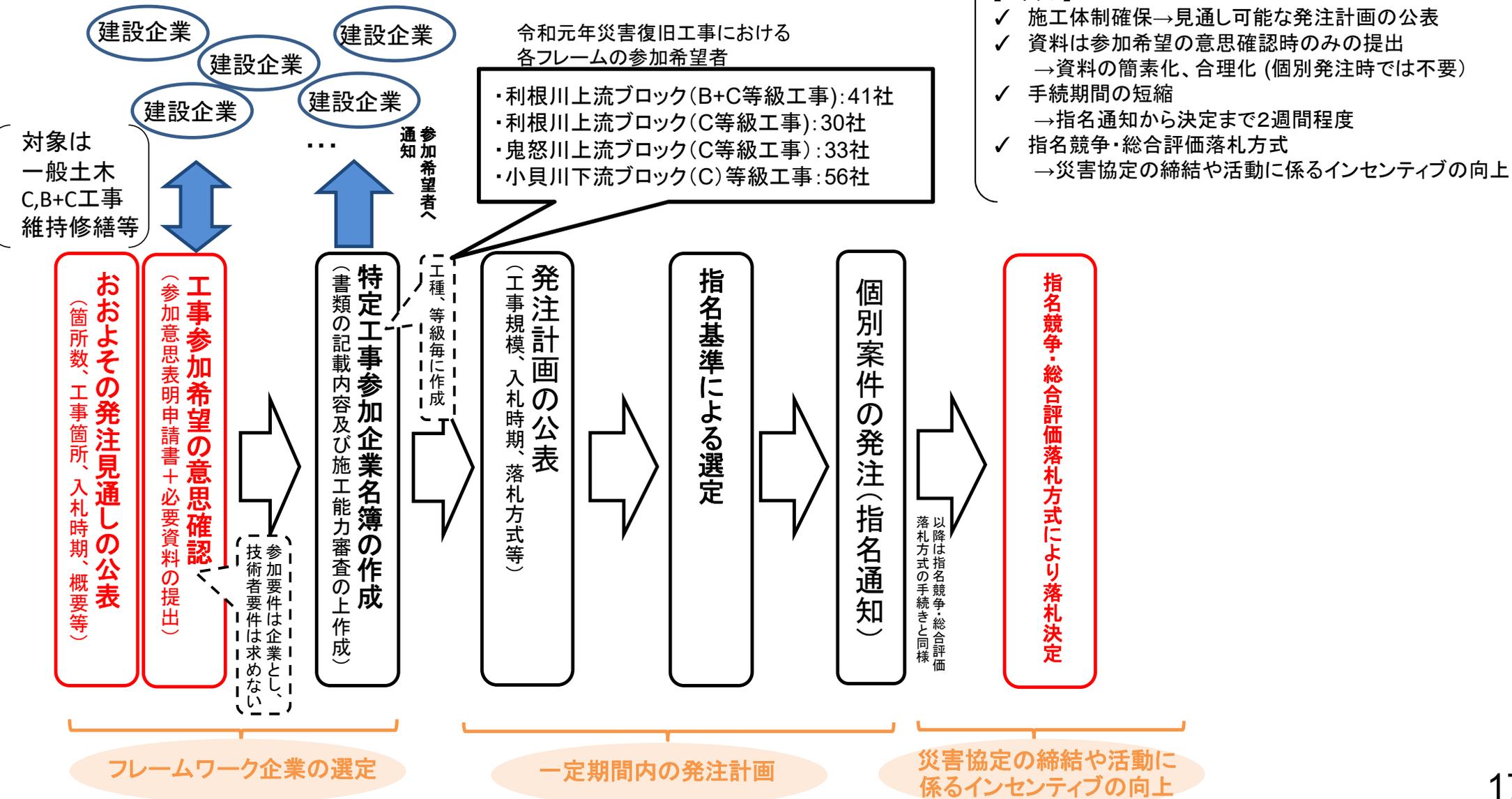
発注機関	国土交通省関東地方整備局
担当部・事務所	荒川上流河川事務所
事業名称	荒川上流(河川改修)
全体事業規模	直轄管理区間 L=111km (築堤、護岸他)
全体事業費	荒川水系 6,233*億円
当年度の事業費	2,136,000千円
事業進捗/完成予定時期	当年度事業内容欄を参照
当年度事業内容	<p>さいたま築堤:天端舗装 L=8,800m(令和3年度完了予定) 平方地区:基盤整備 L=200m 東部地区:用地 A=0.5ha 古谷上地区:基盤整備 V=10千m³ 西遊馬地区:盛土 V=65千m³(令和4年度完了予定) ニツ宮地区:構梁部周辺対策 L=470m(令和3年度完了予定) 南畑新田地区・宗岡地区:構梁部周辺対策 L=340m(令和2年度完了予定) 昭和地区:堤防強化 L=250m(令和2年度完了予定) 飯田新田地区:堤防強化 L=850m(令和2年度完了予定) 等</p> <p>中長期の発注見通しの概要は、関東地方整備局令和2年度直轄事業の事業計画等(当初)【令和2年4月21日時点】を基に作成している。</p> <p>(注) 複数都府県間でアロケーションがなされる事業の「全体事業費」は他都府県分を含む額を記載しています。 河川事業等の整備内容については、20~30年後までに順次完成することを目途としています。 事業展開は、原則、事業が一定程度進捗し、当面の段階的な整備により完成予定(部分完成予定を含む)としている事業を記載対象としています。 全体事業費、事業展開については、事業工程上の必要額を便宜的に記載したものであり、災害の発生状況、毎年度の予算状況、用地・工事の進捗等により変更されることがあります。</p> <p>*:一般河川改修の全体事業費、事業展開は、同水系の大規模改良工事、流域治水整備事業、特定構造物改築事業の予算額を含んでいます。</p>
備考	<p><事業展開(他都府県分含む)>*</p> 荒川水系 令和3年度: 約190億円 令和4年度: 約240億円 令和5年度: 約220億円 令和6年度: 約220億円 令和7年度: 約220億円
公開日	2020年10月01日

円滑な事業推進に寄与する入札契約方式

- 令和元年東日本台風からの復旧事業において、関東地方整備局では、予め工事への参加希望の意思・施工能力を確認・審査した名簿から複数の工事参加者を指名する「災害復旧推進フレームワークモデル工事」を試行導入し、入札不調を回避するなど、円滑な事業推進に寄与。

フレームワークモデル工事の仕組み(概要)

※令和2年時点



- 品確法※第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。
※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- 国土交通省直轄工事において本方式を適用する際、参考となる手続等を定めたガイドラインを平成27年6月に策定（その後適用事例を踏まえ、令和2年1月に改定）。
- 令和2年9月現在、**20件の工事に適用**

<主なポイント>

1. 適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ

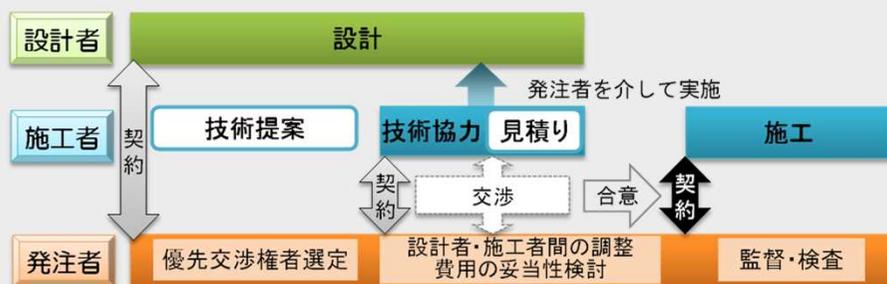
⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

各契約タイプにおける手続の流れ

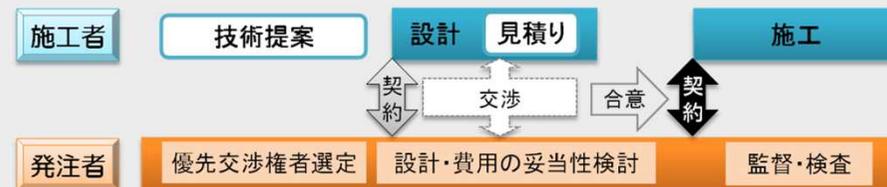
1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



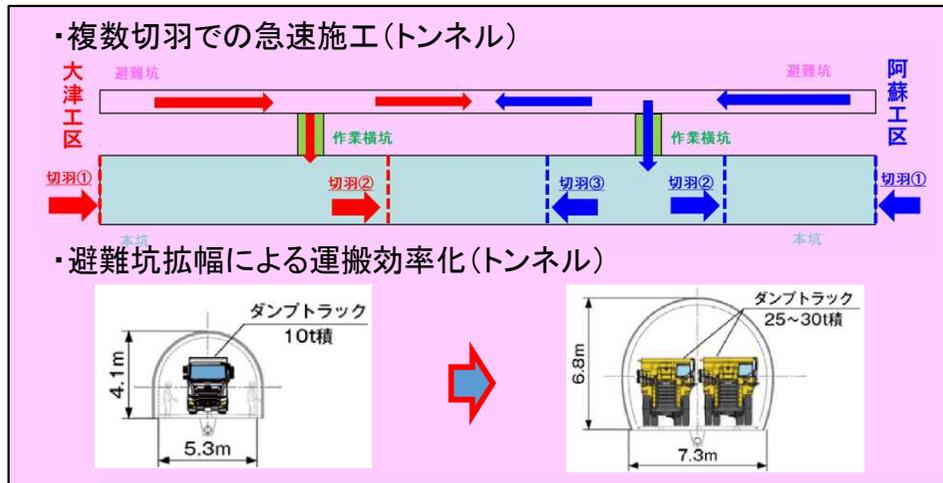
3) 設計交渉・施工タイプ



技術提案・交渉方式の適用効果の例(熊本・二重峠トンネル)

- 設計と工事発注手続きを同時進行し、**工事着手を半年以上前倒し**※
- 複数切羽、避難坑断面拡大、施工機械の高性能化・大型化により**施工期間を1年以上短縮**※
- 追加地質調査結果や、施工の進捗ペースを踏まえ、両工区の施工延長を最適化
- 現道の沈下量モニタリング、濁水処理プラント増設、代替機配置等を協議し、リスク管理を強化

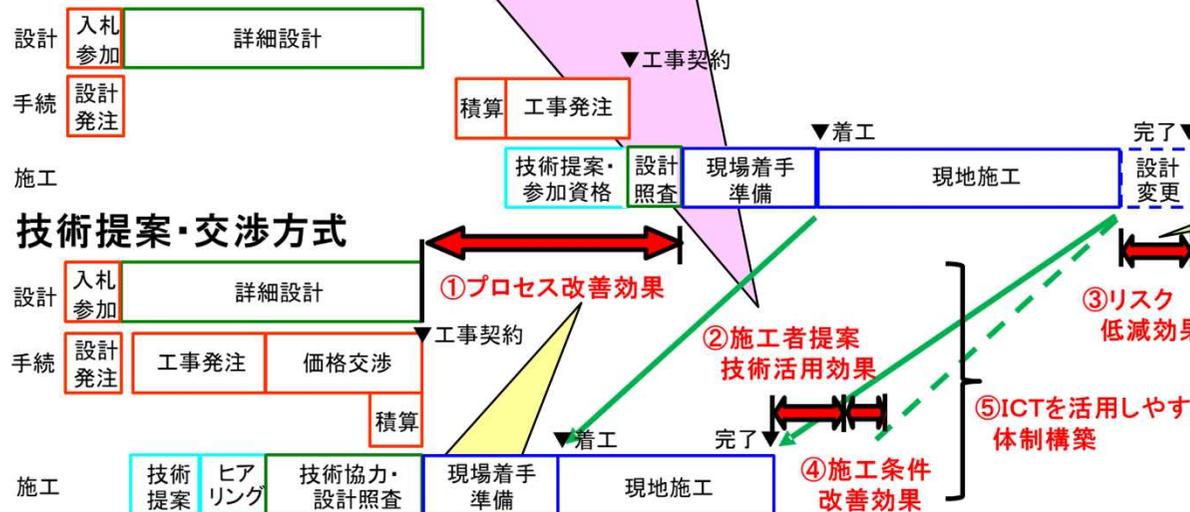
※九州地方整備局の発表による



二重峠トンネル

- ・追加地質調査により、支保パターン、施工延長最適化
- ・現道の沈下量モニタリング
- ・濁水処理プラント増設について協議
- ・代替機設置について協議
- ・学識者意見聴取
- ・近隣工事(坑口アクセス)との調整

標準的な発注方式



・設計、発注、積算の同時進行

・進捗に応じて施工延長最適化

予定通り完了
2020年10月3日
北側復旧ルート開通予定

維持修繕工事における橋梁補修の状況

- 国土交通省直轄の橋梁補修工事の発注件数は近年増加している(H19:4.2%⇒H28:9.7%)。
- 一方、これらの工事は、その内容に応じて「維持修繕工事」、「一般土木工事」、「鋼橋上部工事」、「プレストレスト・コンクリート工事」のいずれかの工種で発注されている。
- 発注される工種が複数あるため、発注される工事工種が異なると過去の工事成績が反映されない。

■近年における橋梁補修における発注工種

単位: 件

工種	H19	H24	H25	H26	H27	H28	計
一般土木	4,045	3,712	4,451	3,159	3,012	3,535	17,869
うち橋梁補修	7	14	23	17	11	24	89
維持修繕	2,449	2,180	2,360	1,900	1,678	1,865	9,983
うち橋梁補修	104	193	159	163	162	180	857
鋼橋上部	215	175	246	179	128	132	860
うち橋梁補修	3	7	10	15	8	6	46
P C	229	182	218	132	103	129	764
うち橋梁補修	2	0	2	3	3	1	9
橋梁補修工事	116	214	194	198	184	211	1,001

計: H24~H28

※北海道、沖縄を除く8地整

※橋梁補修: 工事名に「橋梁」および「補修」が含まれる工事を抽出 (耐震補強工事等も含まれる)

○今後、大規模維持更新時代を迎えるに当たり、適切な建設市場を形成する観点から、直轄工事における新たな工種区分の新設を検討する。

- 直轄工事における橋梁（鋼橋・PC）の補修工事に対応出来る工種として「橋梁補修工事」を新設。
- R3・4競争参加資格審査申請時から新たに新工種を追加。

【当面の対応】

- ⇒ 工種新設の準備に資するため、当面の間（平成31年度から2年間）、橋梁補修工事は工種区分「維持修繕工事」で発注する。
- ⇒ 発注にあたっては、工事難易度に応じた同種・類似実績及び適切な地域要件の設定にも配慮することとする。

海外で活躍する技術者を国内で評価し海外展開を促す仕組みの構築

- 建設業の海外進出が必要な一方、海外での工事・業務の実績が国内工事等の受注にあたって評価されにくい状況。
- このため、海外工事等の技術者の実績を国として認定・表彰するとともに、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価する仕組みを構築することで、国内外の技術者の流動化を促進し、建設業の海外進出を後押し。

背景

- 建設業の海外進出、技術者の国内外の相互活用を推進する必要。
- 一方、直轄工事等で実績評価の際に用いるデータベース（コリンズ・テクリス）への登録には、発注者の確認（サイン）が必要であることから海外の実績登録が進んでおらず、当該実績が国内工事等の調達において評価されにくい。
- 国内の工事等において、海外工事等の実績を評価する仕組みが必要。

■「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」に海外展開を促進する仕組みの構築の必要性が明記

今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ（H30.4 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会）

5-4. 海外展開を促進する仕組みの構築

- ・ J I C A等の国際協力機関と連携して、海外における技術者の実績・成績等を国内工事・業務でも活用できるような制度構築の検討を行うべき。そのためにジ・エンジニアや海外実績の評価導入、海外実績、成績等の国内工事・業務への活用を検討すべき。

■品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」に海外での施工経験のある技術者の活用が明記

発注関係事務の運用に関する指針（R2.1 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 申し合わせ）

（競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等）

- ・豊富な施工経験を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮した要件緩和、災害時の施工体制や活動実績の評価など適切な評価項目の設定に努める。

海外工事等における技術者の実績を認定・表彰

- 海外で従事した実績を国土交通省が認定・表彰
- 9月 募集開始～1月頃 初回の認定・表彰

直轄工事等における活用

- 認定・表彰された海外工事等の実績を直轄工事等の入札・契約手続（総合評価落札方式）で評価する仕組みを構築
- その前提として、本認定によりコリンズ・テクリス等への実績登録を可能とする

目的

- 今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

対象となる工事・業務

以下の海外建設工事又は業務の従事経験を有する本邦企業等に所属する技術者※

【工事部門】

- ①発注者：外国政府/政府機関に準ずる法人(公社・特定目的会社(SPC)等を想定)、国際機関、日本政府又は政府関係機関
- ②受注者(JVの構成員を含む、ただし元請けに限る)：本邦法人またはその海外現地法人である海外建設工事(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等)に従事した技術者(過去5年の実績)

【業務部門】

- ①発注者：上記に同じ
- ②受注者：上記に同じである建設関連業務(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等の調査、詳細設計、施工監理)に従事した技術者(過去5年の実績)
 <国内における調査等のみをその内容とする業務は含まない>

※主要な構造物の工事に一定の期間責任を持って関わったと申請企業等が認める技術者(国内工事・業務における監理技術者等相当以上の水準を想定)を対象とし、短期の応援業務等の一時的なサポートを含まない。

実績認定・表彰手続

【実績認定】

- 申請書類の内容を関係機関と連携して確認し、海外で従事した実績として国土交通省が認定※
- ※ 技術者が所属する企業等(海外関連会社の場合国内親会社)が申請。

【表彰】

- 応募技術者が従事した海外の工事・業務における技術力・創意工夫・貢献度等を評価し、特に優秀な者について表彰(大臣賞)
 - ・ マネジメントに果たした役割、成果
 - ・ 直面した技術的な課題と対応
 - ・ 関係機関協議・調整での困難性、工夫して対処、解決した点 等を評価
 - 「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会(仮称)」を設置し、制度の検討や受賞者の選考を実施
- ⇒ 実績・表彰のコリンズ・テクリス等への登録が可能となり、国内工事・業務への門戸開放。

スケジュール (予定)

- 9月30日 募集開始
- 10月30日 応募期限 以降、認定審査、受賞者選考
- 令和3年1月～ 表彰証の発行、表彰式